

質問1【全般】

質問1-1 大事故を起こした東電が原発稼働することについて

(1)福島第一原発事故後15年6カ月、今現在のイチエフの状態を確認させてください

デブリなど放射性物質の推定残存量は880トン(IRID)。事故後3月中の大気への放射性物質の放出量は、前回に<2011年3月12日から31日までの大気への放射性物質の放出量評価は、希ガス:約500PBq、ヨウ素131:約500PBq、セシウム134:約10PBq、セシウム137:約10PBqと評価されています>と回答されました。東電はこのことを今どう認識していますか？

(2)ヨウ素の放出量について確認させてください

前回に【参考】福島第一原子力発電所の事故に伴う大気への放出量推定について(平成24年5月現在における評価) https://www.tepco.co.jp/cc/press/betu12_j/images/120524j0101.pdf をいただきました。この推定結果では、ヨウ素量を東電が約500PBq、他が150~200PBqと推定しています。それぞれの推定方法と推定値の違いをどう分析しているか教えてください。

また、私は2011年9月に文科省の検討会を傍聴し次の事実を発見し、文科省の方も統計のおかしさに同意しました。

<資料第9-1-1号:文部科学省による放射線量等分布マップ(ヨウ素131の土壌濃度マップ)の作成(セシウム137からの推定において次の不正がある。

- 1 ヨウ素131半減期8日を悪用して過小推定
- 2 検出下限値をゼロ扱い
- 3 <最も確からしい値>を悪用して算術平均で過小計算

(<https://www.jca.apc.org/~kimum/HIBAKU008.html>)

「大気への放出量推定」について、前述の東電資料と私の文とを対比して、ヨウ素の放出量と分布マップの確かな値を説明してください。

(2)ロードマップの改訂について

前回「福島第一原子力発電所の廃炉を計画的に進めている」と回答されました。一方前回のQ7-12では<溶け落ちた燃料デブリの2号機からのこれまで2回の取り出し合計は、約0.9g>と回答されました。これは、「福島第一原発廃炉に向けたロードマップ」の次の記述<表1 中長期ロードマップにおけるマイルストーン(主要な目標工程)>の「3. 燃料デブリ取り出し 初号機の燃料デブリ取り出しの開始(2号機から着手。段階的に取り出し規模を拡大)2021年内」が破綻していることを証明しています。

今現在の廃炉作業を一旦止めて、7年前に改訂した現ロードマップを作り直すべきではありませんか？新たに柏崎刈羽を再稼働したことを東電は恥ずかしくないのですか？

質問1-2 東電の自然エネルギー(再生可能エネルギー)の取組について

(1)東電の再生可能エネルギーへの取組

第7次エネルギー基本計画では「再生可能エネルギーを主力電源として最大限導入」と定められていて、前回の質問に東電は次の回答をされました。

<我が国は第7次エネルギー基本計画において、再生可能エネルギーを「主力電源として最大限導入する」との方針を掲げ、その実現に向けて取り組んでいます。当社としましても、2050年カーボンニュートラルの実現に向け、再生可能エネルギーの開発・導入を一層加速し、持続可能な社会の構築

に貢献してまいります。＞

現在の東電の再エネへの取組とその進展を具体的に示してください。

(2) 日本の再生可能エネルギーへの取組

前回の質問に対して次のとおり回答されました。

＜再生可能エネルギーの導入状況は、各国の地理的条件や電力系統の構造などによって異なります。日本は島国であり、欧州諸国のように国際送電線を通じて隣接国との間で大規模な電力融通を行うことができないことに加え、再エネ適地と大需要地が離れていることや、系統整備に時間を要することなどの課題があります。＞

「島国である」ことは洋上風力発電の導入に有利です。「再エネ適地と大需要地とが離れている」の回答は新潟県柏崎刈羽原発の電力を東京周辺で使っていることと矛盾しています。「系統整備に時間を要する」のは大手電力会社を存続させる為だと思います。これらについて東電の見解をお聞かせ願います。

(3) 東電の再生可能エネルギーへの取組

前回、＜我が国は第7次エネルギー基本計画において、再生可能エネルギーを「主力電源として最大限導入する」との方針を掲げ、その実現に向けて取り組んでいます。当社としても、2050年カーボンニュートラルの実現に向け、再生可能エネルギーの開発・導入を一層加速し、持続可能な社会の構築に貢献してまいります。＞と回答されました。

東電の再生可能エネルギーへの取組を具体的に示してください。柏崎刈羽原発を稼働する為に数兆円もかけなければ、より強力な再生可能エネルギーの開発・導入が出来たのではありませんか？

(4) 出力制御の実績

前回まで次の出力制御実績を確認しました。

東京電力パワーグリッドHPエリア需給実績データ掲載先

https://www.tepco.co.jp/forecast/html/area_data-j.html

3月 1, 8, 21, 28, 29日

4月 5, 11, 12, 19, 25, 26日

5月 2, 3, 4, 5, 6, 9, 10, 16, 17, 23, 30日

6月～9月には出力制御が発生していないのですか？ その理由はなぜですか？ それとも上記の表の見方が悪いのでしょうか？

一方、5月の出力制御がある日は、太陽光・風力とバイオマスの両方が同時刻に発生しています。それはなぜでしょうか？

また、5月17日の実績は次表でした。

＜5月18日(月)実績(速報)、5月17日(日)7時30分～16時00分、最大余剰発生時刻11時～11時30分、バイオマス出力制御量3万kW、太陽光・風力出力制御量323万kW、エリア需要2606万kW、揚水運転441万kW、連携線潮流—470万kW、小計2577万kW、供給力2903万kW、バイオマス・太陽光・風力出力制御1703万kW、出力制御必要量326万kW＞

これらから、この日の出力制御の状況を分かり易く説明していただけますか？

(6) 出力制御の無制限無補償ルールについて

日本の「指定ルール」のような「完全に上限なく(無制限)、かつ一切の手当がない(無保証)」という形で一律に出力制御を行う国は、海外の主要国では極めて珍しいか、あるいは制度の思想自体が大きく異なります。

海外でも「無補償」の出力制御は存在しますが、日本のように「上限なし」ではなく、「事前に設定され

た一定時間(枠)までは無補償、それを超えたら補償する」という段階的なルールや、「市場価格の変動(マイナス価格)に伴う経済的判断」として結果的に無補償になるケースが主流です。

海外における出力制御の主な運用パターンと代表国は以下の通りです。

A 「一定の上限までは無補償」とする国(欧州など)

欧州では、送電網の混雑緩和(系統制約)のために行う出力制御について、発電事業者に一定の負担を求めるものの、無制限ではありません。

B ドイツ: 法律(EEG など)に基づき、基本的には出力制御に対して補償(損失の 95%~100%など)が支払われます。ただし、近年は「マイナス価格が一定時間続いた時間帯は補償を出さない」といった条件付きの無補償ルールを拡大しています。

C スペイン: リアルタイムの系統制約(Phase I)による制御には補償が支払われませんが、無制限ではなく、市場ルールや透明性のあるルールに基づき最小限に抑える義務が送電管理者にあります。

日本では実質 15%程度で、九州や東北で季節によって 20%近い抑制が行われています。原発や化石燃料をフル運転させながら、再エネを制御する訳なので、そもそもの思想が間違っています。

経産省に出力制御の無制限無補償ルールの改善を強く求めます。東電の考えを回答願います。

質問 1-3 放射性物質は拡散してはいけない～被曝と健康被害

(1)放射線の影響と人の健康被害について

前回までで、放射線被ばくとがん疾患について統計データを基に尋ねましたが、納得できる回答は得られませんでした。今回は循環器疾患(心臓病)について尋ねます。

<郡山駅前ですと金曜行動アクションを牽引してきた中心メンバーの男性二人が「急性心筋梗塞」で数年前に亡くなっています。彼らは共に 60~70 歳で、人より元気でした。このようなまだまだ頑張れる人たちを襲ったものは、いったいなんだったのか。私は、パンダジェフスキー博士のチェルノブイリの研究から、セシウム 137 は心臓の筋肉に付きやすく、したがって男性に多い心筋梗塞…ということなどを後で知ります。> (郡山市在住の方)

東電のみなさんは放射線被ばくと循環器系疾患についてどう考えていますか?

例えば、次をご覧ください。

「循環器系疾患と放射線被ばくに関する医学的知見について」

(https://www.mhlw.go.jp/new-info/kobetu/roudou/gyousei/rousai/dl/130726_3-20.pdf)

「放射線と循環器」 要旨 (浜田信行)

(https://www.jstage.jst.go.jp/article/jjcircres/48/2/48_91/pdf/-char/ja)

イチエフ事故が福島の方々に循環器系疾患を与えたと思われます。東電の皆さんはどう受けとめますか?

山中委員長の2025年9月10日発言「東京電力福島第一原子力発電所の事故の教訓を踏まえ、と、あれぐらい大きな原子力発電所の事故になっても、放射線の影響で何か健康被害を受けた方というのは、今のところ全くおられない。」は、非科学的で余りにひどいと思います。

質問 1-4 放射性物質は拡散してはいけない～行き場が無い使用済み核燃料～

(1)六ヶ所再処理施設の稼働

再処理施設の稼働の見込みが立っていません。

原子力規制委員会とのヒアリングでは廃液のガラス固化をすっぽかしての作業が話題になっていましたが、本年 9 月 7 日には「六ヶ所再処理工場(青森県)完成前に放射性廃液処理/原燃方針 2026 年度内完成目標、より厳しく」(YAHOO ニュース)と報道されました。28 回目の完成延期でしょうか。

東電は前回にく当社としては、引き続き、青森県六ヶ所村の再処理工場のしゅん工に向け、支援をしてまいります」と回答されました。30年以上、27回以上完成延期の施設は、民間企業であればとづくにつぶれています。東電はどう思いますか？「核燃料サイクル」の国民騙しをもうやめませんか？

(2) 再稼働による核ごみの排出

前は、イチエフにある核ゴミについて、＜7/2 時点のプール内等の使用済燃料の保管量は以下です(新燃料除く)。1号機:292体、2号機:587体、5号機:1220体、共用:6273、乾式キャスク仮保管設備:3965 合計:12337体＞と回答いただきました。

今、柏崎刈羽 6 号機が稼働していますが、一年間の稼働であらゆるレベルの核ゴミがどれだけ増えるのかを明らかにしてください。また、柏崎刈羽原発周辺の海洋モニタリングで異常値が出ていないか確認願います。

今のプール利用の状況を再確認させてください。7 月にむつ中間処理施設への搬入を東電は断念しました。にも拘らず、東電は他の 8 電力会社に核ゴミの搬入の声かけをしました。この行為は、青森県にもむつ市にも新潟県にも、余りにひどい傲慢な行為だと思いませんか？ 東電の現在の見解を示してください。

質問 1－5 汚染水海洋投棄（「海洋放出」）と汚染土

(1) 汚染水海洋投棄（「海洋放出」）

今(9月14日)実施中の放出は第23回目ですね。

「ロンドン条約に違反していませんか？」の質問に東電は前回に次の回答をされました。

＜「ロンドン条約」では、適用対象を「投棄」に限定し、「投棄」とは「海洋において廃棄物等を船舶等から故意に処分すること及び海洋において船舶等を故意に処分すること」と定義しております。従って、福島第一原子力発電所を含む、国内外の原子力関連施設からの排水は、ロンドン条約違反にはあたりません。＞

ロンドン条約の主要文を次に再掲します。

＜ロンドン条約は、前文、本文 22 カ条、末文および 3 の附属書からなり、その主たる規定は次の通り。

附属書 I へ掲げる廃棄物等の投棄を禁止（第 4 条 1 項 (a)）

附属書 II へ掲げる廃棄物等の投棄には事前の特別許可を要す（第 4 条 1 項 (b)）

他の全ての廃棄物等の投棄には事前の一般許可を要す（第 4 条 1 項 (c)）

いずれの許可も、附属書 III へ掲げる全ての事項に慎重な考慮が払われた後でなければ与えてはならない（第 4 条 2 項）

「海洋」とは、国の内水を除くすべての海域をいう（第 3 条 3 項）

附属書 I

投棄禁止対象の規定

7 項目の物質（有機ハロゲン、水銀、カドミウム、持続性プラスチックの浮遊物、廃油、放射性物質、生物兵器・化学兵器）及びこれらを含む廃棄物その他の物

海洋において急速に無害化され、かつ、食用海洋生物の味と人及び家畜の健康を損なわない物質については適用しない

国際原子力機関が定義した免除レベルを超える放射能を有するものについては適用しない＞

これらを見れば、東電のいわゆる「ALPS 処理水の海洋放出」は、汚染水を陸地から 1 km 沖の海に投棄しているのだから公海への放射性廃棄物の投棄である。

1 km 沖にまでパイプを延ばして海に放射性廃棄物を大量に投棄しているのだからロンドン条約違反だと思います。もし、そうでなく内水に流しているのだと主張するのであれば、水産資源保護法違反の可能性があり、そうで無いことを証明しないといけません。福島県水産課に尋ねたらその調査はしていないと言っています。要するに、放射能汚染水の海洋投棄「ALPS 処理水の海洋放出」は、ロンドン条約違反であり、かつ水産資源保護法違反も起こしている可能性があるのです。違いますか？

いずれにしても、人類はかけがえのない地球を守るべきであると考えれば、この放射能汚染水

の海洋投棄は、人間として、法人として、非常に恥ずかしい行為です。やめてください。

(2) 福島シイタケ原木の問題 と 飯舘村の放射能汚染

前回には、7月3日の報道から

＜シイタケ育む「原木」をダメにされた上に…政府の対応に福島県森連が不信感 原発事故の追加賠償を巡り＞について質問し、東電が「福島県森林組合連合会さまからお聞きしていた内容を経済産業省に異なる内容を説明した」ことを認め、「一部の地域では山菜類の出荷制限」があることを認めました。そればかりか、出荷制限市町村が、＜福島市、二本松市、田村市※1、南相馬市、伊達市、本宮市、川俣町、広野町、楡葉町、富岡町、川内村※1、大熊町、双葉町、浪江町、葛尾村、飯舘村＞と16市町村に及んでいることを確認しました。

東電はこれらを認識しているそうですが、今これをどう反省しているのかお聞かせ願います。

(3) 飯舘村の放射能汚染

次をお読み願います。

＜飯舘村は震度6強でしたが地震で倒壊した家もなく、津波の被害もなく復興は出来ると思いましたが。しかし飯舘村の災いは3・15でした、即ち3月15日の夕方原発事故で放出された放射性物質を含んだ雲が飛来したことによります。

3月14日に村に設置されたモニタリングポストが3月15日の夕方に毎時44.7マイクロシーベルトを示した時に始まりました。

作付け制限が発令され、一か月後には全村避難指示がでました。その時から私は村を訪れた今中哲二氏などの指導を受け飯舘村を中心に放射能汚染を測定してきました。

これまでの15年余の測定結果全てのデータが『原発事故は終わらない』、終わるとすれば300年余の時間だけだと。

それは、原発事故で放出され汚染源の大半はセシウム137、その半減期は30年。国は除染によって放射性物質を除去したが、飯舘村に投じた費用は約4,000億円(2024年度末)、これは2010年度の村の予算の41億円のおおよそ100年分に相当する金額。しかし、除染範囲は村の面積の16%、除染の効果は限定的で不十分なまま、未除染の84%の汚染地は1万～数十万ベクレル、300年以上を要してようやく事故前の値にもどります。その間放射線を出し続け生物を汚染し続けるのが原発事故だから。

原発は人類の生活圏に存在してはいけないプラントだ、廃炉こそが選択の道です。＞(飯舘村の方)

東電の皆さん、上記をよく読んで受けとめをお聞かせ願います。

(4) 汚染土壌の処理について

前回のご回答のとおり、＜福島県内で発生した除去土壌等については、中間貯蔵・環境安全事業株式会社法において、中間貯蔵開始後30年以内に福島県外での最終処分を完了するために必要な措置を講ずる旨が規定されております。＞しかしながら、この会合でも何度もお話している様に、放射性物質など毒物は拡散してはいけません。皆さんは自宅でせつかく集めたごみを部屋中にまき散らしますか？ 汚染土壌の県外処分を止めてください。

質問1－6 福島の声聞いてください

次をお読み願います。

＜東電福島原発事故は、今も収束することなく、放射性物質が海に空に拡散しています。原発作業員たちが、過酷な被ばくの中で必死に作業しても、100年経っても廃炉は終わらないと思います。東電や国のロードマップは、非常に無責任な夢物語です。いったい誰が現実を踏まえた後始末を、責任を持って行うのでしょうか。一方で莫大な税金を投入して行われている「復興」と称されるイノベーションコースト構想は、400以上の企業や大学、研究機関などが参画していますが、倒産するものが徐々に増えています。残るものは軍事や核に関わる産業になっていくのではないかと感じています。私たちの故郷はどうなっていくのだろうか、怒りとも、悲しみとも言えない、とてもやりきれない気持ちになります。＞

以上をどう受け止められますか？ 皆さんの感想をお聞かせ願います。

質問２ 【日本原電資金支援】

質問２－１ 日本原電への資金支援を止めて

何度も言います。東電が赤字であるにも拘わらず、日本原電に資金支援する理由が全く分かりません。直ちに日本原電から支援資金を取り戻してください。

質問３ 柏崎刈羽原発を止めよ

質問３－１ ６号機再稼働の強行は無謀

柏崎刈羽6号機の再稼働を開始して5カ月経ちました。プラントのトラブルが頻発していますね。日本列島で頻発する地震による影響を受けていませんか？ 核物質防護違反も頻発しています。

また、地震本部の長期評価に対して標準応答スペクトルの見直しが論じられました。直ちに6号機を止めるべきではありませんか？ 今後の対応を教えてください。

質問３－２ 中部電力の基準地震動策定他多岐んの不正で浜岡断念、トップ辞任、東電は？

この様な状況の中で、中部電力でさらに経理処理の不正まで発覚し、会長も社長も辞任を表明しました。東電の基準地震動の策定に間違いはありませんか？

また、東電と中部電力の合弁会社 JERA は2年前に電力市場での入札で約4年半に渡ってルール通りに売り札を出さず、「相場操縦」に該当する行為が続けられていた為に、電力・ガス取引監視等委員会が業務改善勧告を出しました。また、この不正は JERA の中の東電側で起こったことも明らかになっています。それゆえ、中部電力の不正を、東電の原子力部門もやっているのではないかと私たちは心配です。どうですか？

質問３－３ ドローン対策

前回、国が義務付けたドローン対策についての質問に次のとおり回答されました。

＜当社は、日常からドローン等の飛来物に対する警戒を行っておりますが、セキュリティの観点から、具体的な警戒内容については回答しかねます。ご了承ください。

また、原子力規制委員会によるドローン対策の義務化を踏まえ、制度の内容を十分に精査した上で、適切な対策を検討し、申請を進めてまいります。＞

その後の進展を教えてください。

また、高市首相の愚かな国会答弁以来、国内には日本の北の国からの攻撃をあおる世論があります。もしその可能性があるならば、日本列島の北側に多数ある核発電装置や核燃料プールは格好の餌食ではありませんか？ 心配ならば、直ちに稼働を止めるべきではありませんか？

以上